

大阪歯科大学歯学部大阪府同窓会会則

第1章 総 則

第1条 大阪歯科大学歯学部大阪府同窓会（以下「本会」という。）は、大阪歯科大学歯学部同窓会（以下「本部同窓会」という。）会則第34条にもとづき組織し、事務所を大阪歯科大学内に置く。

第2条 本会は、大阪歯科大学ならびに本部同窓会の発展に寄与することを目的とし、かつ歯科界の発展に努めることを目的とする。

第2章 事 業

第3条 本会は、第2条の目的を果たすため次のことを行なう。

- (1) 組織の発展に必要な事業
- (2) 本部同窓会ならびに在阪歯科大学同窓・校友会との相互発展に必要な事業
- (3) 会員福祉と会員の相互親睦の向上に必要な事業
- (4) 会員の研修事業
- (5) 同窓会会報・会員名簿等の編集、発行
- (6) その他、第2条の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

第4条 本会は、大阪府内に居住または就業する本部同窓会会員をもって組織する。

第4章 役 員

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 若干名
- (5) 理 事 若干名
- (6) 監 事 2名

第6条 会長は、総会において会員の中から選出する。

2 副会長、専務理事、常務理事および理事は、会長が会員の中から委嘱する。

3 監事は、総会において会員の中から選出し、会長が委嘱する。

第7条 役員任期は、2年とし重任を妨げない。

2 副会長、専務理事、常務理事および理事は、会長と任期を共にする。

3 役員に欠員のできた場合は、補充することができる。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期満了後であっても、後任者が決まるまでは、なおその職務をおこなわねばならない。

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理し、欠けたときはその職務を代行する。

(3) 専務理事は、会長の旨をうけ会務を掌理し、会長及び副会長共に事故あるときは、その職務を代理し、欠けたときはその職務を代行する。

(4) 常務理事は、常務理事会を組織し、会務運営全般について、企画立案し、理事会に報告を行い、その承認を受けなければならない。

(5) 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定すると共に、その会務を分掌する。

(6) 監事は、本会の会務および財務を監査し、総会において報告する。また、必要に応じて、常務理事会および理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決には加わることはできない。

第5章 顧問

第9条 顧問は、会長が必要に応じて、理事会の議を経て委嘱する。

2 顧問の任期は、それを委嘱した会長と同じにする。

3 顧問は、会長の諮問により会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決には加わることはできない。

第6章 会議

第10条 会議は、常務理事会、理事会およびその他各種会議ならびに委員会とする。

2 会議は、総て会長が招集する。

第11条 常務理事会は、毎年1回以上開催する。

2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事および常務理事をもって構成する。

3 常務理事の過半数が必要と認めた場合、会議の目的たる事項を示し、常務理事会を開催することができる。

4 会務運営を円滑に行うため、常務理事会に次の8部をおき、それぞれの業務を分掌する。

(1) 庶務部 (2) 組織部 (3) 企画調査部

(4) 福祉部 (5) 学術部 (6) 編集部

(7) 会計部 (8) 青年部

第12条 理事会は、毎年1回以上開催する。

2 理事会は、会長、副会長、専務理事、理事をもって構成する。

- 3 理事の過半数が必要と認めた場合、会議の目的たる事項を示し、理事会を開催することができる。
- 4 会務運営を円滑に行うため、理事会に次の8部をおき、それぞれの業務を分掌する。
 - (1) 庶務部 (2) 組織部 (3) 企画調査部
 - (4) 福祉部 (5) 学術部 (6) 編集部
 - (7) 会計部 (8) 青年部

第7章 総 会

第13条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 総会は、会長が招集し、出席総員をもって成立する。
- 3 総会を招集するときは、開催の日時、場所および議案を開会の7日前までに通知する。
- 4 総会に付議する議案については、理事会で議決しておかねばならない。
- 5 臨時総会は、会長または理事会が必要と認めた場合に開催する。

第14条 総会では、次の事項を審議、承認、決議する

- (1) 会則の制定および改廃
 - (2) 会費の決定
 - (3) 会長、監事選任および解任
 - (4) 本会の予算、決算、事業計画並びに報告
 - (5) 本会の解散
 - (6) その他、会長、理事会において必要と認めた事項
- 2 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、前項(1)および(5)については、3分の2以上の同意を必要とする。

第8章 支 部

第15条 本会に大阪府歯科医師会区画を地区とする支部を設ける。

第16条 各支部には、支部の会務を総理する支部長を設ける。

- 2 支部長は、各支部において選出し、会長に届け出る。
- 3 支部長は、支部を代表し支部総会を通じ、この会の団結、親睦の中心となる
- 4 支部長に変更があった場合は、直ちに会長に届け出る。
- 5 支部長は、支部会員の住所、氏名およびその異動、死亡または慶弔、災害事項その他必要事項を会長に報告しなければならない。
- 6 支部会員は、支部長を助け会務執行の任にあたる。

第17条 会長は、必要に応じて支部長会を開催することができる。

- 2 支部長会は、会長、副会長、専務理事および支部長をもって構成する。
- 3 支部長の過半数が、必要と認めた場合、会議の目的たる事項を示し、支部長会を開催することができる。

第9章 クラス会

第18条 本会に、卒業年度を単位としたクラス会を設ける。

第19条 各クラス会には、クラス会会務を総理するクラス代表者を設ける。

2 クラス代表者は、各クラス会において選出し、会長に届け出る。

3 クラス代表者は、クラス会を代表しクラス会を通じ、この会の団結、親睦の中心となる。

4 クラス代表者に変更があった場合は、直ちに会長に届け出る。

5 クラス代表者は、クラス会員の住所・氏名およびその異動、死亡または慶弔、災害事項その他必要事項を会長に報告しなければならない。

第20条 会長は、必要に応じてクラス代表者会を開催することができる。

2 クラス代表者会は、会長、副会長、専務理事およびクラス代表者をもって構成する。

3 クラス代表者の過半数が、必要と認めた場合、会議の目的たる事項を示し、クラス代表者会を開催することができる。

第10章 会 計

第21条 本会の経費は、会費、本部交付金およびその他の収入でまかなう。

2 会費は、年額10,000円とする。

3 支部長から申請のあった会員については、理事会の議を経て、会費を減免することができる。

第22条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終る。

第23条 会費納付状況に照らして、必要に応じてその一部を各支部に交付金を支給することができる。

第24条 クラス会に各クラス会構成人数に応じたクラス会助成金を支給することができる。

第11章 慶弔・災害見舞

第25条 会員の慶弔、災害見舞いに関しては、別に定める。

第12章 表 彰

第26条 本会の発展に功労があった者に、理事会の承認を得て、総会で表彰することができる。

附則

この規程は、昭和42年5月27日に改正

この規程は、昭和43年4月27日に改正

この規程は、昭和48年4月1日に改正

この規程は、昭和 52 年 4 月 9 日に改正
この規程は、昭和 56 年 4 月 12 日に改正
この規程は、平成 2 年 4 月 1 日に改正
この規程は、令和元年 7 月 6 日に改正
この規程は、令和 5 年 7 月 8 日に改正

慶弔・災害見舞規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪歯科大学歯学部大阪府同窓会（以下「本会」という。）会則第25条にもとづいてこれを設け、会員および家族の慶弔金ならびに見舞金の支給について定める。

(支給事項の範囲)

第2条 慶弔金および見舞金を支給する場合は、以下のとおりとする。

- (1) 会員の死亡
- (2) 会員の配偶者の死亡
- (3) 会員の実父母の死亡
- (4) 会員の自宅または診療所の被災
- (5) 会員の褒章、叙勲
- (6) その他必要と認められたとき

(届出義務)

第3条 会員またはその関係者が、この規程により慶弔金または見舞金を受けようとするときは、本会に届け出ることを要する。

(受給資格)

第4条 この規程の適用は、本会の会費納入者とする

(弔慰金)

第5条 会員および会員の家族が死亡した場合は、以下の各号の基準に基づき弔慰金を支給する。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 会員の死亡 | 15,000 円 |
| (2) 会員の配偶者の死亡 | 5,000 円 |
| (3) 会員の実父母の死亡 | 5,000 円 |

(供花等)

第6条 弔慰金は、第5条の範囲内において、供花等に変えることができる。

(災害見舞金)

第7条 会員の不慮の災害に対して、いち早く本会としてお見舞するものとし、その額は10,000円以内とする。但し、多発の場合は理事会に諮り決定する。

(褒章、叙勲)

第8条 会員が褒章、叙勲した場合は、祝い金として10,000円を支給する。

(その他の慶弔見舞金)

第9条 前各条に定めのないものでも、本会理事会が支給の必要のあると認めた場合には、慶弔見舞金を支給することができる。

2 会長は、そのほか特別な慶弔に関しては、会長の裁量をもってこれを行うことができる。

附則

この規程は、昭和42年5月27日に改正

この規程は、昭和43年4月27日に改正

この規程は、昭和48年4月1日に改正

この規程は、昭和52年4月9日に改正

この規程は、昭和56年4月12日に改正

この規程は、平成2年4月1日に改正

この規程は、令和元年7月6日に改正

この規程は、令和5年7月8日に改正